

(工)広域活動団体型の特例措置 Q & A

Q1.会場変更について、市内移動も可能ですか？

A1 会場変更の理由が、「より広域的な集客」や「他地域との連携強化」など、広域活動の展開に資すると認められる場合は検討対象となります。単なる施設の老朽化や予約の都合による変更ではなく、事業計画上の戦略的な変更であるかを審査します。

Q2. 従来と異なる会場であればどこでもよいですか？

A2. 単なる「移動」ではなく、「活動エリアの拡大」や「新たな地域住民へのアプローチ」といった広域的な視点があるかどうかを踏まえ、審査の上で判断します。

Q3.「様式第2号(事業計画書)4広域活動団体型の特例措置について」の①会場の変更について、近年の会場選定について、どのように記載すればよいですか？

A3.従来の会場と比較して、今回の会場を選ぶことでどのように広域的な効果(例:隣接自治体からの参加しやすさ、連携団体との中間地点など)が期待できるかを具体的に記載してください。また、会場変更に伴うコストが発生しても、今回の優遇措置により、それ以上の効果が期待できるかについても記載してください。

Q4.初めての開催事業の場合、対象ですか？

A4.従来の会場から変更し広域的に活動していることが確認できる団体が対象となりますので、初めての場合は対象外です。

Q5.出演者等の移動に係る経費ですが、自家用車やレンタカーでの運搬は対象ですか？

A5. 原則として、借り上げバス等による一括輸送を想定しています。本特例は、多人数が広域移動する際の追加負担を軽減するためのものです。自家用車等を用いる場合は、一括輸送が困難な合理的な理由を記載してください。審査の結果、通常の活動経費とみなされる場合は対象外となります。

Q6.出演者等の移動に係る経費ですが、出演者の付き添い(生徒が出演者の場合:先生)も対象ですか？

A6.原則、出演者を想定しております。付き添いの運搬費が発生する場合は、その理由を「様式第2号事業計画書の4広域活動団体型の特例措置について」の②に具体的に記載ください。審査の上で判断いたします。